



BETHEL通信

2024年2月号（第247号）

松山ベテル病院 松山市祝谷6丁目1229番地 TEL089 - 925 - 5000

ホームページ <https://www.bethel.or.jp/>



安心して決定して大丈夫



2023年12月号のベテル通信を読み、みなさんが安心して生き方を決定できるようにと、お祈りしました。

どう生きるかは、一人ひとりが自由に決定することです。大胆な生き方をするのも慎重な生き方をするのもその人の自由です。松山ベテル病院は、患者さまが決定した生き方を尊重しています。また、患者さま本人(もしくは代理決定者)の意思決定をサポートしています。

しかし、本人(もしくは代理決定者)が自由に決定できたら何も問題がないのかというと、そうでもありません。例えば、期待通りの結果にならなかった場合に、過去の決定を後悔するということは誰にでもあると思います。後悔先に立たずという言葉がありますが、事前によく考えたとしても、その時点での考えが不十分だったということはよくあります。また、十分に考える余裕が無かったというケースもあると思います。このように現実をよく見ると、私たち人間の決定は不完全であるといえます。

意思決定に関して気をつけたいのは、いわゆる自己責任の考え方に支配されてしまわないようにすることだと思います。自分で決めたことの結果は、自分で責任をもって負うという自己責任の考え方は大切な考え方です。しかし、これを全てに当てはめると、人生のあらゆる決定について自分を責めてしまうことになり、大きな苦痛となります。誰かが「しょうがないよ、私たち人間の限界だよ」と、慰める必要があると思います。

聖書の場合は、次のように言います。まず、もともと人間には完璧な判断や決定はできないといえます。人間の限界です。その上で、人間の誤った決定の責任は神さまが取るから安心しなさいと言います。人間は、神さまの救いをありがたく受け取って、ただ誠実に生きれば良いと励まし、慰めます。(なお、実際に神さまが、人間の誤った決定の責任を負っている姿が、十字架にかけられているキリストです。)

私たち人間の決定には不完全さがあります。それでも、最後のときまで自由に決定し、安心して生きて大丈夫です。それは、不完全な人間の決定を補う神さまがいるからです。だから、どうか自分を責めて苦しみ続けることがありませんように。そうお祈りしています。

(チャプレン 佐々木 真理)



竹 に 雀

少し遅くなりましたが、皆さま明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

さて、今回は竹についてお話ししましたが、今回は竹に関連して、雀について紹介させていただきます。というのも、「竹に雀」とは取り合わせの良いものとされているからです。この2つをあしらった家紋は上杉謙信が使用したものとしても知られています。

身近な鳥の筆頭である雀ですが、名前の語源を調べてみると「スズ」が鳴き声を、「メ」が群れをなすこと（ツバメやカモメの「メ」も同様）を指しているそうです。「チュンチュン」というあの鳴き声を聞き馴染んでいたからこそ、昔の人はこの名前にしたくなっただのではないのでしょうか。

家などの建築物にある隙間や狭い空間を利用して巣を作っているのをよく見かけますが、木の洞など自然のものを利用することもあります。ただ、基本的に人の居住地域周辺に住み着き、反対に人がその地区から離れると雀も一緒にいなくなることが観察されています。

私の思い出とまでは言いませんが、記憶によく残っている光景があります。私が子供の頃大型犬を屋外で飼っていたのですが、春になると抜けた犬の毛を雀がくちばしでつまんで集め、巣に持って帰っていく姿を何度も目にしました。わざわざ犬小屋の中まで入り込んで毛を拾っており、それだけ巣の材料として重要なのかと感心しました。

また雀は、同じつがいが年に2回程繁殖するのですが、先に生まれた子供が後に生まれた子供に（つまり兄姉が弟妹に）給餌などの世話をすることが知られています（そのような、親以外で世話をする個体はヘルパーと呼ばれています）。鳥類の中でもこの「お手伝い」の存在が確認されている種は約3%と限られており、縄張りなどの複雑な事情が絡んだ結果の行動のようですが、現在5歳と1歳の子供を育てている私の視点で言えば、なんとも親孝行で可愛らしいなあ…と感じてしまいます。

寒い時期には羽毛の間に空気の層を作り、見た目が丸くふっくらした「ふくら雀」も可愛いですね。豊かさを表す縁起物としても扱われ、工芸品の装飾や着物の帯結びにもそれを表したものがあるそ

うです。竹に雀といい、昔の日本人は見慣れた雀にも色々と感じるものがあったのですね。

そんな雀ですが年々数が減少しており、原因もはっきりとはしていないようです。もしかしたら将来身近な鳥ではなくなるかもしれませんので、ふとした時に目を向けてみてはいかがでしょうか。



（ホスピス医 松井 貴司）



精神障害者保健福祉手帳について

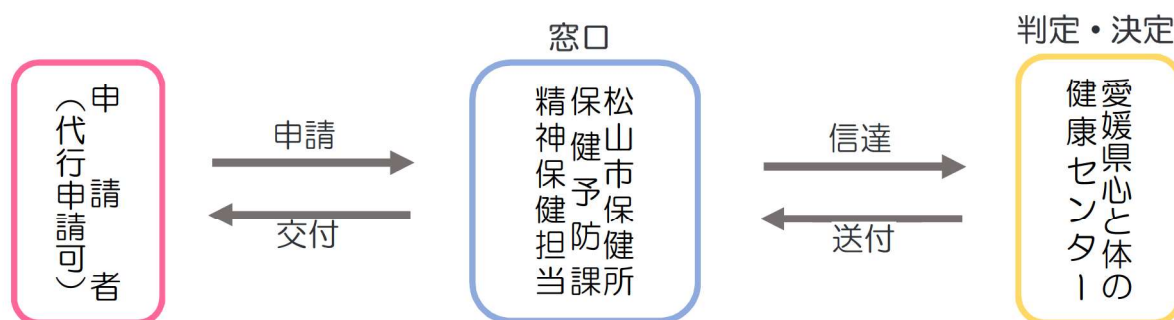
精神障害者保健福祉手帳とは？

精神障がいのある方の社会復帰の促進・自立と社会参加の促進を図ることを目的にしてつくられた手帳です。障がいの程度に応じて障害等級が決まり、1 級、2 級に区分されます。ただし、障害等級に該当しない場合もあります。

対象となる方

精神疾患を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会参加への制約がある方が対象となります。年齢や所得の制約はありませんが、初診から 6 か月以上経過しないと申請できません。

申請について（新規・更新・再登録）



松山市在住の方の申請から交付までの手続きの流れは上の図の通りです。本人さまが申請に行けない場合は、代行申請も可能です。申請に必要な物は、松山市のホームページをご確認いただくか、松山市保健所保健予防課 精神保健担当 089-911-1816 にお問い合わせください。

精神障害者保健福祉手帳を利用して受けられるサービス

精神障害者保健福祉手帳を利用することで、さまざまなサービスを受けることが可能です。

例) 交通機関の割引（タクシーやバス、旅客船、飛行機等）

税金の控除（所得税や住民税、相続税等）

施設料金の割引（とべ動物園や、美術館、映画館等）

NHK 受信料免除

などなど…

※手帳を発行している自治体でしか利用できないものや、写真が貼付されていないと利用できないものもあるようですので、ご利用の際はご確認ください。

（参照：精神保健福祉のしおり～令和 5 年度版～）

「医療相談室・地域医療連携室」では関係機関との連携を取り、相談をつないでいます。
お気軽にご相談ください。



（医療相談室 社会福祉士 越智 実乃理 ）

外来診療日のお知らせ

◎豊田 泰孝 医師（精神科・心療内科）

2月7日（水）、2月21日（水）

◎多田 聡 医師（神経内科）

2月1日（木）、2月15日（木）、2月29日（木）

◎吉田 暉 医師（神経内科）

2月8日（木）、2月22日（木）

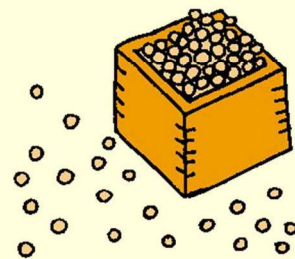
◎加藤 喜久美 医師（内科）

2月19日（月）休診→2月13日（火）代診

◎藤岡先生と阿部先生の外来診療を2月より開始します。

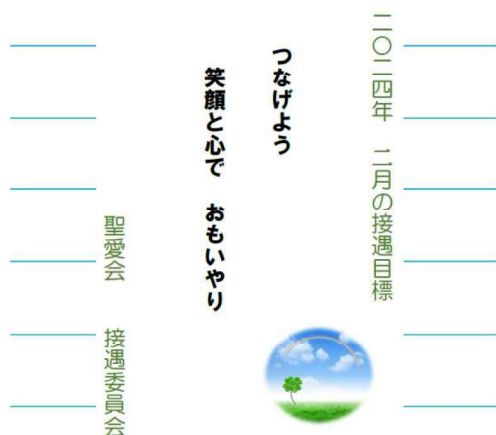
阿部 康範（あべ やすのり）先生 金曜日 ホスピス外来/えんげ外来

藤岡 真治（ふじおか しんじ）先生 月曜日 ホスピス外来/外科



松山ベテル病院では、接遇目標・医療安全推進目標をかかげています

2月 接遇目標



接遇委員会

1・2月 医療安全推進目標



医療安全委員会

新人紹介

もりしげ えり
森重 衣梨

配属部署：総務医事課

職 種：事務

抱 負：早く慣れるよう邁進してまいりますので
ご指導のほどよろしくお願いいたします。



- ・投句箱を外来・各病棟に設置しています。皆様のご投句をお待ちしております。
- ・『ベテル通信』について、ご意見やご要望を「ご意見箱」へお寄せください。
- ・掲載中の写真についてはご本人様、ご家族様の許可を得ています。

発行日 2024年1月26日